

定 款

クリニファー株式会社

令和4年11月7日改定

令和6年5月21日改定

令和6年5月30日改定

令和6年11月26日改定

令和7年7月1日改定

令和7年10月7日附則削除

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、クリニファ－株式会社と称し、英文では cliniphar Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. インターネット、情報システムを利用した顧客への各種サービス提供
2. 医薬品、動物用薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品の製造、販売及び輸出入
3. 医療機器、医療用消耗品の製造、販売及び輸出入
4. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、400万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に関しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、

他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(総会の議決権の代理行使)

第17条 当社の株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2名以上の代理人を選任することはできないものとする。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以

上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長とする。

2 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案

を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第27条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名しなければならない。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項については、法令および定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(監査役員の員数)

第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日の1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第39条 剰余金の配当がその支払の提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。